

## 9月30日(水)締め切りの支援金 などについてお知らせします

### 1 大船渡市中小企業事業継続支援金

▷対象=令和2年4月1日時点で大船渡市内に主たる事業所を有し、対象業種に該当する事業者(法人・個人)

※創業後1年未満の事業者については、問い合わせください。

▷問い合わせ先=商工課(☎内線109、111)

### 2 特定非営利活動法人事業継続支援金

▷対象=令和2年4月1日時点で大船渡市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人

▷問い合わせ先=市民協働課(☎内線278)

### 3 医療機関等への運営継続支援金

▷対象=令和2年4月1日時点で市内に診療施設などを有する次の業種を営む法人または個人  
・医療業(医科診療所、歯科診療所、助産・看護業)  
・獣医業

▷問い合わせ先=国保年金課(☎内線149)

### 4 介護保険指定事業者事業継続支援金

▷対象=令和2年4月1日時点で市内に事業所を

有する介護保険指定事業者

▷問い合わせ先=長寿社会課(☎内線439、440)

### ◎1~4共通事項

▷補助額=定額30万円

▷条件=新型コロナウイルス感染症の影響により売上高や収入が減少していること(本年3月から6月までのいずれかひと月の売上高や収入が前年同月と比較して減少)

■大船渡市飲食業等事業継続活動支援事業補助金  
令和2年4月1日時点で大船渡市内に店舗を有しており、店舗で飲食を提供する事業者(法人・個人)または複数の事業者で構成する団体・グループ(任意可)が対象となります。

▷補助額=上限20万円(対象経費の10分の10以内)

▷補助対象=新型コロナウイルス感染症の影響による来店者減少に伴い、宅配やテイクアウトなどに新たに取組むための費用(広告費、印刷製本費、コンテンツ制作委託費など)

▷問い合わせ先=商工課(☎内線109、111)

9月14日から20日の間に各世帯を訪問します

国勢調査は、日本に住んでいる全ての人および世帯を対象に、令和2年10月1日現在の世帯員の人数、出生年月、現在の住所に住んでいる期間、仕事や就学についてなどの16問に回答いただきます。

国勢調査の調査員は、9月14日から20日の間に皆さんの世帯を訪問し、調査票をお渡しします。

その際に、世帯主または代表者の氏名、世帯の住所、世帯員の人数および性別、調査の回答方法について伺いますので、回答ください。よろしくお願いいたします。



調査票(紙)での回答期間

インターネット回答期間

10/1(木) → 10/7(水)      9/14(月) → 10/7(水)

~紙の調査票は鉛筆で記入ください~

広報大船渡9月23日号では、調査票の記載方法についてお知らせします。また、広報大船渡9月7日号とあわせて国勢調査のチラシを全戸配布しておりますので、こちらも併せてご覧ください。

調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」および「腕章」を身に付けています。今回の調査では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクを着用して訪問します。調査時に不審な点がある場合は、調査員証の提示を求めてください。

国勢調査をよそおったかたりに調査にご注意!

## 9月14日から国勢調査の調査票配布がはじまります

▽問い合わせ先=令和2年国勢調査大船渡市実施本部(商工課、シーパル大船渡内)  
(☎080-6039-1002、090-6854-1002)

回答できる期間については、インターネット回答は9月14日から、紙の調査票による回答(郵送または調査員による回収)は10月1日から、回答方法により異なりますのでご注意ください。

調査員による回収を希望する人は、期間中の都合の良い日時を調査員にお伝えください。

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため 調査員と接触の少ない回答方法に協力をお願いします

調査員が皆さんの世帯を訪問した際に、調査票の回答方法についてお聞きします。

回答方法は、①インターネット回答、②郵送による回答、③調査員による調査票の回収と、3つの方法があります。

①のインターネット回答および②の郵送による回答を選択した場合、調査員が再度世帯を訪問しないことから、感染予防のためできるだけこの2つの方法を利用ください。よろしくお願いいたします。



### ■インターネット回答は

9月14日から10月7日まで

インターネット回答を行う場合は、調査員が調査票と一緒に渡す「インターネット回答利用ガイド」に書いてあるログインIDとアクセスキーが必要になります。

スマートフォンやパソコンから国勢調査のサイトにアクセスし、10分程度で回答できますので、ぜひインターネット回答を利用ください。



## 職場における「4つ」の対策ポイント

~職場での感染にご注意ください~

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、従業員それぞれが、職場内外で感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組むことが必要です。右の「職場における4つの対策ポイント」に注意するようお願いします。

また、厚生労働省では、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を作成しました。職場の状況の確認に活用ください。詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

▷問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症対策室(☎内線350)

<p><b>換気</b></p> <p>室内ではこまめに換気しましょう</p>	<p><b>密</b></p> <p>席や更衣室で、人と適切な距離をとりましょう</p>
<p><b>共用</b></p> <p>複数人での備品の共用はできる限り避けましょう</p>	<p><b>休</b></p> <p>体調が悪い場合は、軽めの症状でも休みましょう・休ませましょう</p>

また、感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの徹底もお願いします。

【職場における4つの対策ポイント】